

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年3月5日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース） 日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース） 日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース） 日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース） 日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース） 各ファンドにつき継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）

日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）

日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）

（以下「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」を「資産成長コース」、「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」を「円ヘッジコース」および「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」を「毎月決算コース」と略す場合があります。また３つのコースを総称して「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※ 基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ⑥その他」をご参照ください。）にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口当たりで表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.85%（税抜3.5%）です。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社（販売会社については委託会社（後記の「(12) その他 ⑥その他」をご参照ください。））にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2020年3月6日から2020年9月4日まで^{※1}

ただし、ニューヨークもしくはケイマンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日の場合はスイッチング^{※2}を含め、お申込みできません。

※1 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※2 「資産成長コース」、「円ヘッジコース」または「毎月決算コース」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込受付日に、他のコースの取得のお申込みを行うことをいいます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記の「（12）その他 ⑥その他」をご参照ください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額[※]を当該販売会社において支払うものとします。

ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（10）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

① 取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」[※]とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。）」等を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了した

ものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。確定拠出年金制度による取得申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。

② 取得申込受付けの中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 確定拠出年金制度の利用による取得申込者の制限について

確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンドの取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用指図に基づいてファンドの取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

⑤ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑥ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

このファンドは、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型	内外	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表
＜資産成長コース＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		欧州		
その他債券	年6回	アジア		
クレジット属性 ()	(隔月)	オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
		アフリカ		
その他資産※ (投資信託証券 (株式))		中近東(中東)		
資産複合 ()	日々	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			

(注) 資産成長コースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜円ヘッジコース＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		ファンド・オブ・ ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
		アフリカ		
その他資産※ (投資信託証券 (株式))	日々	中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			

（注）円ヘッジコースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<毎月決算コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり （部分ヘッジ）
	年2回	日本		
		北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	欧州		
	年6回 （隔月）	アジア		
		オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中南米		
不動産投信	年12回 （毎月）	アフリカ		
その他資産※ （投資信託証券 （株式））		中近東（中東）		
資産複合 （ ）	日々	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）			

（注）毎月決算コースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とするものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （部分ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替の部分ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＊商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（前記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は各コース1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 長期にわたり優れた運用実績がある「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド」と同じ運用手法の「ファースト・イーグル・グローバル・バリュースター・ファンド（以下「マスター・ファンド」）」へ、主に投資します。

<投資先ファンドの概要>

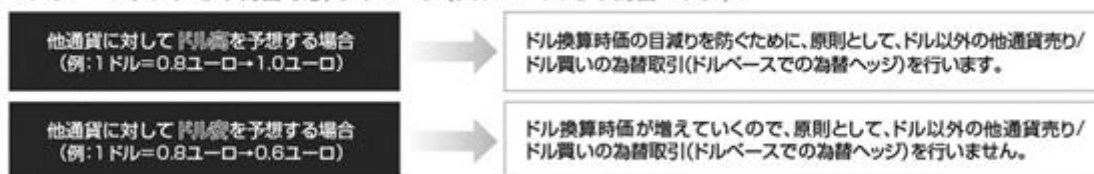
- ◇ 主としてケイマン籍の外国投資信託「マスター・ファンド」の受益証券とルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds キャッシュ・USD」の投資証券に投資します（以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。また受益証券および投資証券を総称して、以下「投資信託証券」といいます。）。世界の株式等への実質的な投資は「マスター・ファンド」を通じて行います。
- ◇ 「マスター・ファンド」の運用は、米国の運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社（以下「ファースト イーグル社」といいます。）のグローバル・バリュースター・チームが行います。また、「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はアムンディ・アセットマネジメントが行います。

2. 主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、ドルベース[※]で相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ◇ 世界各国（エマージング地域にも投資することがあります。）の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- ◇ 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- ◇ ファンドは、特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- ◇ 「マスター・ファンド」において、ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、ドル以外の他通貨売り/ドル買いの為替取引（ドルベースで為替ヘッジ）を行うことがあります。

※ 当資料では、「ドル」とは米ドルのことを指します。

<マスター・ファンドでの為替取引のイメージ(ドルベースでの為替ヘッジ)>



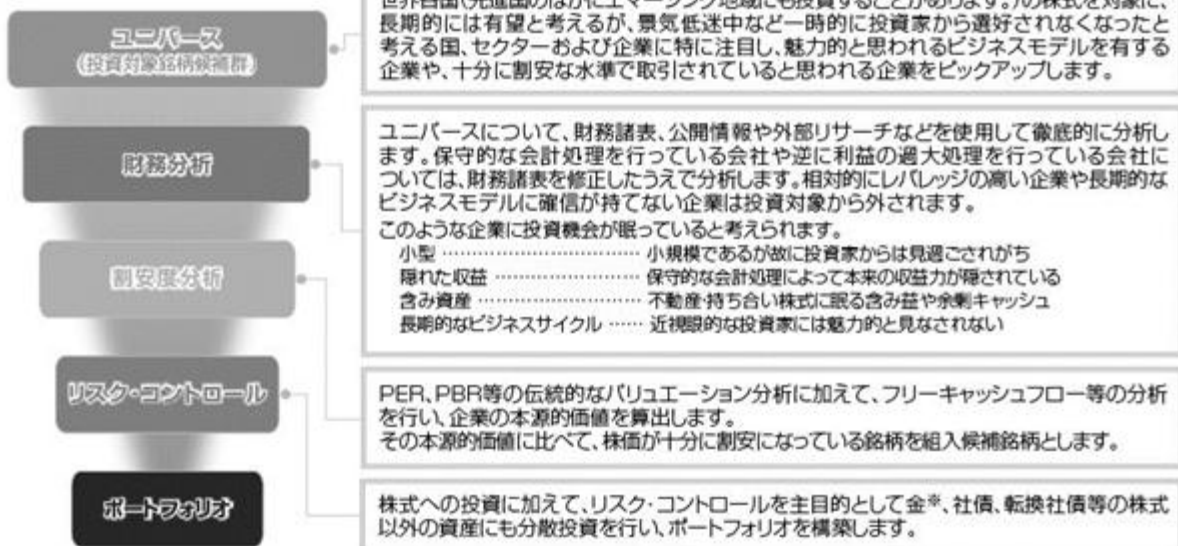
3. 「資産成長コース」、「円ヘッジコース」、「毎月決算コース」それぞれの間で無手数料でスイッチングが可能です。

- ◇ スwitchingの際には、換金時と同様に税金がかかりますのでご注意ください。

	決算	為替変動リスク	
資産成長コース	年2回	あり	円ベースでの為替ヘッジは行わないため、実質組入外貨建資産に為替変動リスクが生じます。
毎月決算コース	年12回	あり	
円ヘッジコース	年2回	低減を図る	実質組入外貨建資産については、原則として円ベースでの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

マスター・ファンドの運用プロセス

<運用プロセス>



※ マスター・ファンドでは、金ETF、金関連株式に投資します。(金現物は含まれません。)

*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、前記と異なる運用を行う場合があります。

追加的記載事項

ファースト イーグル社(ファースト イーグル インベストメント マネジメント社)について

200年を超える歴史と
経験を有する運用会社本社:ニューヨーク
(1803年設立)運用資産残高
1,006億ドル
(約10.9兆円^{※1}、2019年12月末現在)優れたパフォーマンス
ファースト・イーグル・
グローバル・ファンド

グローバル・バリュー・チームについて

“ファースト・イーグル”の名を冠したファーストイーグル社のファンドシリーズは、50年におよぶ歴史があります。アムンディの前身、ソシエテ・ジェネラルが運用を開始した「ファースト・イーグル・グローバル・ファンド」^{※3}において、同社のグローバル・バリュー・チームは、1990年代末、当時値上がりを見せたIT関連株への投資を見送り、社内からは投資するよう強い圧力がかかる中、「顧客の半分を失うほうが、顧客のお金の半分を失うよりましだ。」と断固拒否しました。2000年にファーストイーグル社は運用チームとファンドを買収しましたが、運用チームの投資哲学は現在も一貫して受け継がれています。

*上記は2019年12月末現在の運用体制です。運用体制は今後変更されることがあります。
出所:ファーストイーグル社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※1 2019年12月末現在、1ドル=108.61円で換算。

※2 期間:1979年1月1日～2019年12月末、ドルベース。

※3 当初の名称は「ソクジェン・インターナショナル・ファンド」。後に現在の名称に変更。

実践する投資哲学

資産の保全

鉄則1:損をしないこと。^{※4}鉄則2:鉄則1を決して忘れないこと。^{※4}

長期的な投資によって資産を増やすためには、取り返しのつかない大きな損失を出さないことが決定的に重要。

資産保全に最も重要な事は、(仮に、自分以外が全員投資していても)分からない物には決して手を出さないこと。

バリュー投資

長期投資:株価は短期的には企業価値からかい離することがあるが、長期的には本源的価値^{※5}に収れんする。

→長期的な投資家には収益機会が存在する。

バリュー投資の徹底:常に十分に割安な水準で投資し、割高な水準では売却する。

→例外を設けない投資。

本源的価値に対する割安度合という明確な投資基準を持つことにより、不透明な環境下でも合理的な投資判断を下す。

※4 米国の著名な投資家であるウォレン・バフェット氏の投資哲学を継承。

※5 本源的価値については6ページをご参照ください。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

追加的記載事項

ファースト イーグル社が徹する独自の運用方法

①独自の価値を持ち、いつも時代に必要とされる企業を厳選

- ファースト イーグル社独自の分析による企業本来の価値(本源的価値)に着目します。
いつも時代に必要とされ、圧倒的な市場シェアを有し、安定的に成長し続けると考えられる企業を厳選します。

【ファンドが着目するポイント】



- 本源的価値から十分に割安になったと判断する水準でのみ投資します。
十分に割安な水準で投資することにより大きく損をする可能性を少なくすることができるという考え方です。
*本源的価値とは、ファースト イーグル社の徹底した独自分析により算出した「企業が本来有する価値」のことです。

②投資機会を逃さないための「現金」

- 投資機会に備えて現金を保有します。
突然の投資機会を逸することのないよう、現金を常に一定の割合で保有します。

③不測の事態に、守りの「金」

- リスク・コントロールを主目的として、株式と動きが異なる金を保有します。
金*は、急速なインフレ、金融市場の混乱など不測の事態に対するヘッジ手段として投資します。
※マスター・ファンドでは、金ETF、金関連株式に投資します。(金現物は含まれません。)

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）【ファンドの沿革】**＜資産成長コース＞**

2009年 9月11日

ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2010年 7月 1日

ファンドの名称を「日興SGレジェンド・イーグル・ファンド」から「日興レジェンド・イーグル・ファンド」に変更

2011年 3月10日

ファンドの名称を「日興レジェンド・イーグル・ファンド」から「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」に変更

＜円ヘッジコース・毎月決算コース＞

2011年 3月18日

ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

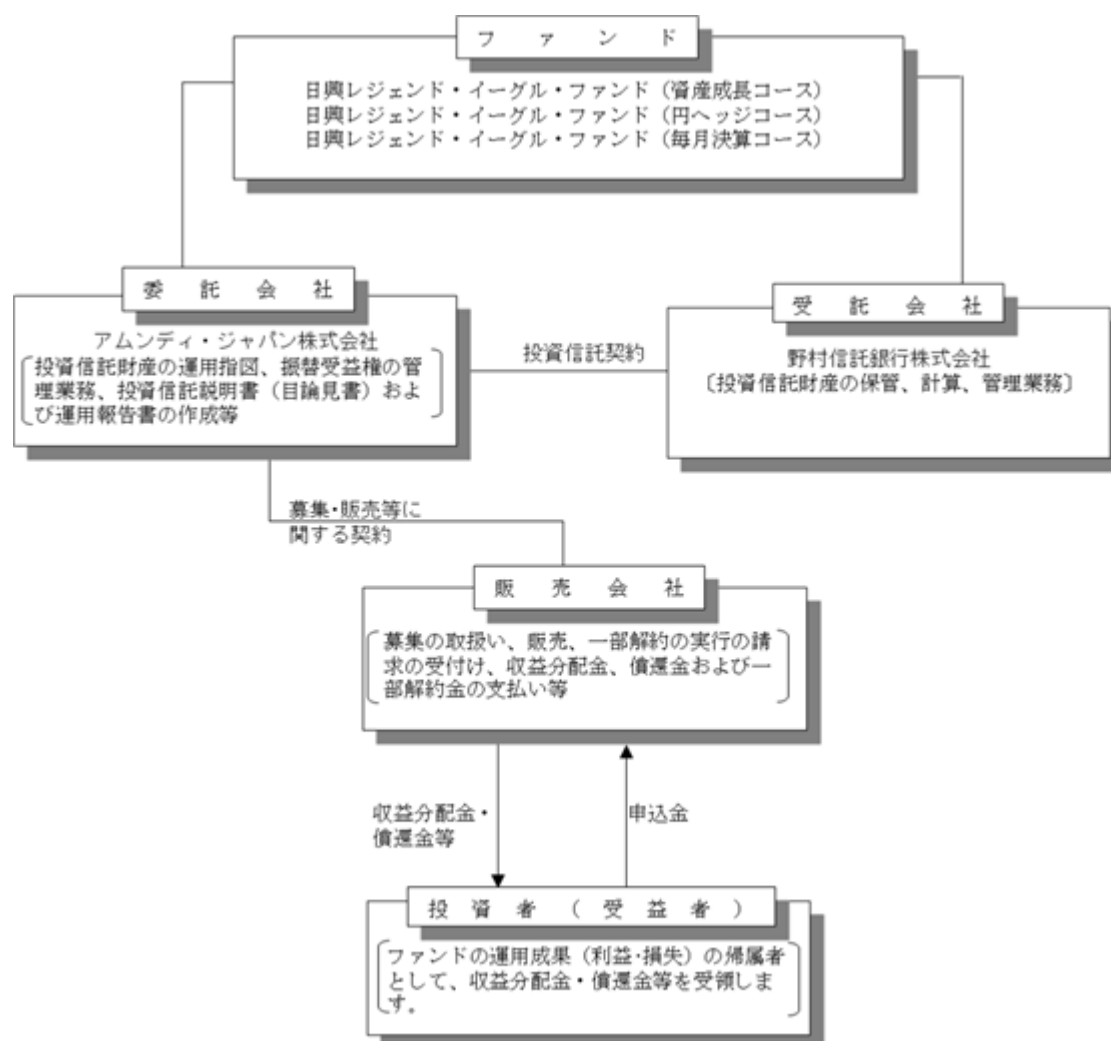
ファンドは、複数の投資信託証券（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- 毎月決算コースは、原則として毎月５日に決算を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜イメージ図＞

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(2020年1月1日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

② 投資態度

＜資産成長コース・毎月決算コース＞

- (イ) 主としてケイマン籍の米ドル建ての外国投資信託である「ファースト・イーグル・グローバル・バリュース・マスター・ファンド」（以下「マスター・ファンド」という場合があります。）の受益証券およびルクセンブルク籍の米ドル建ての外国投資法人である「Amundi Funds キャッシュ・USD」の投資証券（以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。また受益証券および投資証券を総称して、以下「投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のマスター・ファンドにおいては、世界各国の株式等へ実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

＜円ヘッジコース＞

- (イ) 主としてケイマン籍の米ドル建ての外国投資信託である「ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド」（以下「マスター・ファンド」という場合があります。）の受益証券およびルクセンブルク籍の米ドル建ての外国投資法人である「Amundi Funds キャッシュ・USD」の投資証券（以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。また受益証券および投資証券を総称して、以下「投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のマスター・ファンドにおいては、世界各国の株式等へ実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減をはかります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドの投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (e) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (f) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金

- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

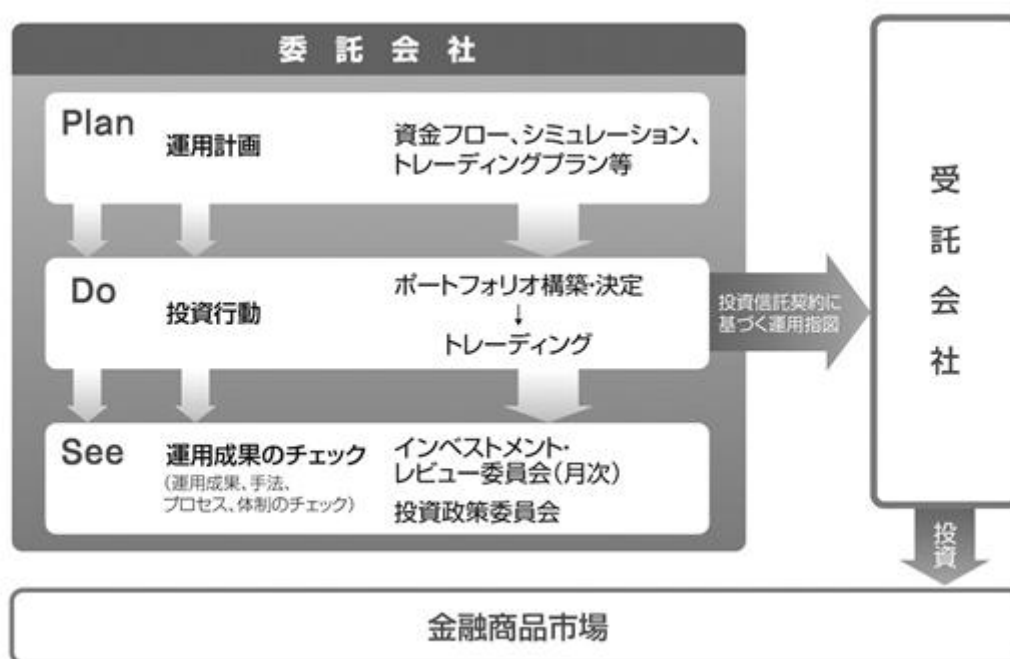
④ その他

- (a) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドの買付け、および組入れを高位に保つことを指図します。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

※上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

＜資産成長コース・円ヘッジコース＞

毎決算時（年2回。毎年6月、12月の原則5日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

＜毎月決算コース＞

毎決算時（年12回。原則毎月5日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

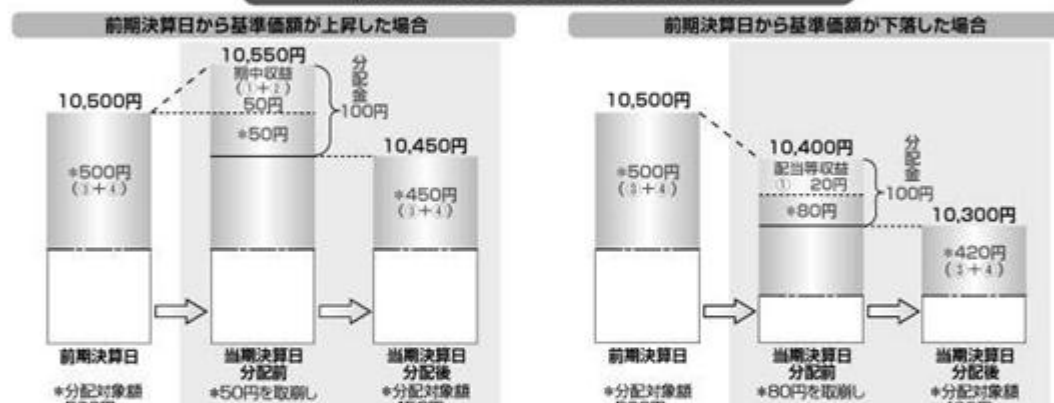
① 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

② 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】**投資信託約款に基づく主な投資制限**

- （イ）株式への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ニ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ホ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

参 考 情 報**ファンドが投資するサブファンドの概要**

ファンド名	ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド
形態	ケイマン籍オープンエンド契約型投資信託
主な投資対象	世界の株式および普通株式に転換可能な有価証券等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指します。 - 世界各国（先進国のほかにエマージング地域にも投資することがあります。）の株式を対象に、一時的に投資家から選好されなくなった国、セクターおよび企業に特に注目し、著しく割安に取引されていると思われる優良企業をピックアップします。 - 財務諸表、公開情報や外部リサーチなどを使用して徹底的に分析します。保守的な会計処理を行っている会社や逆に利益の過大処理を行っている会社については、財務諸表を修正したうえで分析します。 - PER、PBR等の伝統的なバリュエーション分析に加えて、フリーキャッシュフロー等の分析を行い、企業の本源的価値を算出します。その本源的価値に比べて、株価が著しく割安になっている銘柄を組入候補銘柄とします。 - 株式への投資に加えて、リスク・コントロールを主目的として金、社債、転換社債等の株式以外の資産にも分散投資を行い、ポートフォリオを構築します。 - 米国ドルで為替ヘッジを行うことがあります。 - 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
運用会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント LLC

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD
形態	ルクセンブルク籍投資法人「Amundi Funds」をアンブレラファンドとするサブファンド、Amundi Funds キャッシュ・USDの外国投資証券MUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として米ドル建ての短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建ての短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
運用会社	アムンディ・アセットマネジメント

（注）各サブファンドの表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因（投資リスク）

各ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファンドは実質的に金のETF（=Exchange-Traded Fund（上場投資信託））を組入れる場合があります、この場合の金の価格は、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受け、大きく下落することがありファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

③ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合や、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

資産成長コースおよび毎月決算コースでは、外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。

円ヘッジコースでは、実質組入外貨建資産に、原則として円ベースで為替ヘッジを行います。が、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

⑥ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりする場合、または取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑦ その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または、投資対象地域において経済事情の急変やその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくは不慮の出来事などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に取得・解約等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取り消すことがあります。

購入・換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

各ファンドは、受益権総口数が10億口を下回った場合、投資対象サブファンドが繰上償還となった場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【資産成長コース】



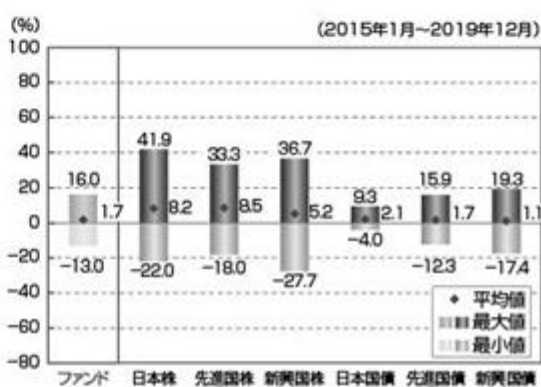
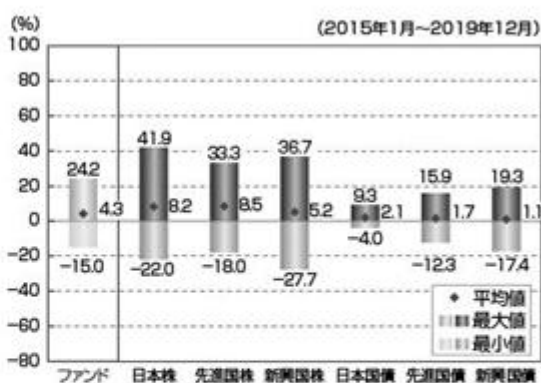
【円ヘッジコース】



【毎月決算コース】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2015年1月から2019年12月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*グラフの目盛はコースごとに異なる場合があります。

（参考情報）

○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。	
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

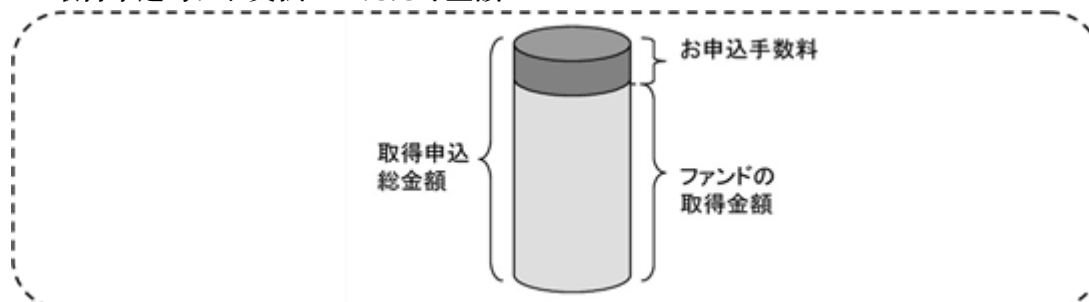
（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.85%（税抜3.5%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、後記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額[※]はありません。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、各コースの投資信託財産の純資産総額に対し年率1.232%（税抜1.120%）を乗じて得た金額とし、各コースの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は以下のとおりとします。

	料率(年率)		役務の内容
	販売会社ごとの純資産総額※		
	250億円未満	250億円以上	
委託会社	0.4% (税抜)	0.3% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.7% (税抜)	0.8% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.02% (税抜)		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※各コースの純資産総額の合計額とします。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

② 投資対象とする投資信託証券

名称	料率(年率)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	0.8%(上限)
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.1%(上限)

③ 実質的な負担の上限^{※1}

純資産総額に対して年率2.032%（税込）^{※2}

※1 「ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド」の運用報酬の最低金額は25万ドルとなっているため、純資産総額によっては年率2.032%^{※2}を上回ることがあります。実際の信託報酬の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

※2 ファンドの信託報酬年率1.232%（税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.8%）を加算しております。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社が定める時期に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

＊ その他、サブファンドにおいては、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）などの諸費用がかかります。

＊ その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本が

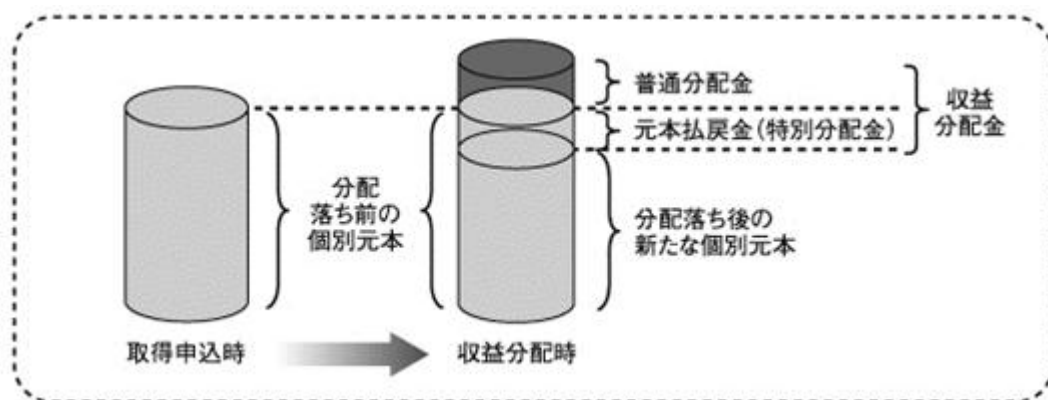
ら元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2019年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	60,901,854,314	97.94
投資証券	ルクセンブルク	162,540,652	0.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,114,504,756	1.79
合計（純資産総額）		62,178,899,722	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,606,286,413	99.86
投資証券	ルクセンブルク	4,130,964	0.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,656,196	0.06
合計（純資産総額）		5,614,073,573	100.00

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	89,525,832,892	97.58
投資証券	ルクセンブルク	190,891,413	0.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,024,149,794	2.20
合計（純資産総額）		91,740,874,099	100.00

その他の資産の投資状況

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

該当事項はありません。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	5,615,560,000	100.02

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	ファースト・イーグル・グローバ ル・バリュール・マスター・ファンド	255,591.959	230,667.62	58,956,789,895	238,277.66	60,901,854,314	97.94
2	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds キャッシュ・USD	13,676.038	11,870.82	162,345,866	11,885.06	162,540,652	0.26

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	ファースト・イーグル・グローバ ル・バリュール・マスター・ファンド	23,528.376	230,667.62	5,427,234,588	238,277.66	5,606,286,413	99.86
2	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds キャッシュ・USD	347.576	11,870.82	4,126,013	11,885.06	4,130,964	0.07

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	ファースト・イーグル・グローバ ル・バリュール・マスター・ファンド	375,720.629	230,667.62	86,666,584,778	238,277.66	89,525,832,892	97.58
2	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds キャッシュ・USD	16,061.448	11,870.82	190,662,654	11,885.06	190,891,413	0.20

種類別投資比率

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.94
	投資証券	0.26
合計		98.20

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	99.86
	投資証券	0.07
合計		99.93

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.58
	投資証券	0.20
合計		97.79

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

該当事項はありません。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	51,500,000.00	5,572,815,000	5,615,560,000	100.02

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2019年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末又は特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2010年 6月 7日）	11,487,755,887	11,578,903,686	1.0083	1.0163
第2期計算期間末（2010年12月 6日）	11,215,051,099	11,366,057,109	1.0398	1.0538
第3期計算期間末（2011年 6月 6日）	9,973,196,787	10,030,398,477	1.0461	1.0521
第4期計算期間末（2011年12月 5日）	8,378,329,817	8,378,329,817	0.9831	0.9831
第5期計算期間末（2012年 6月 5日）	6,048,053,053	6,048,053,053	0.9602	0.9602
第6期計算期間末（2012年12月 5日）	6,937,505,120	7,417,768,976	1.0401	1.1121
第7期計算期間末（2013年 6月 5日）	22,858,135,124	25,379,660,323	1.2419	1.3789
第8期計算期間末（2013年12月 5日）	33,516,052,799	34,294,740,440	1.2913	1.3213
第9期計算期間末（2014年 6月 5日）	43,971,357,514	44,952,632,586	1.3443	1.3743
第10期計算期間末（2014年12月 5日）	50,580,671,137	51,573,826,395	1.5279	1.5579
第11期計算期間末（2015年 6月 5日）	60,980,075,770	62,135,788,188	1.5829	1.6129
第12期計算期間末（2015年12月 7日）	55,679,226,110	55,679,226,110	1.5158	1.5158
第13期計算期間末（2016年 6月 6日）	43,435,653,398	43,435,653,398	1.3613	1.3613
第14期計算期間末（2016年12月 5日）	38,952,230,200	39,216,051,736	1.4765	1.4865
第15期計算期間末（2017年 6月 5日）	54,594,753,415	54,951,376,785	1.5309	1.5409
第16期計算期間末（2017年12月 5日）	98,971,473,662	99,591,414,407	1.5965	1.6065
第17期計算期間末（2018年 6月 5日）	105,066,807,482	105,066,807,482	1.5579	1.5579
第18期計算期間末（2018年12月 5日）	93,312,348,670	93,312,348,670	1.5133	1.5133
第19期計算期間末（2019年 6月 5日）	78,793,087,232	78,793,087,232	1.4991	1.4991
第20期計算期間末（2019年12月 5日）	62,391,353,789	62,782,414,614	1.5954	1.6054
2018年12月末日	85,773,300,684	—	1.4142	—
2019年 1月末日	89,386,255,907	—	1.4892	—
2月末日	92,028,926,610	—	1.5572	—
3月末日	90,096,238,229	—	1.5568	—
4月末日	86,943,555,604	—	1.5876	—
5月末日	79,253,180,014	—	1.4995	—
6月末日	78,820,328,366	—	1.5548	—
7月末日	77,085,474,248	—	1.5900	—
8月末日	72,142,983,202	—	1.5163	—
9月末日	71,051,532,380	—	1.5732	—
10月末日	68,108,256,937	—	1.6030	—
11月末日	64,462,452,340	—	1.6264	—
12月末日	62,178,899,722	—	1.6551	—

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

期間	純資産総額 (分配前)(円)	純資産総額 (分配後)(円)	1口当たり 純資産額 (分配前)(円)	1口当たり 純資産額 (分配後)(円)
第1期計算期間末（2011年 6月 6日）	139,993,397	140,689,731	1.0052	1.0102
第2期計算期間末（2011年12月 5日）	334,714,032	334,714,032	0.9666	0.9666
第3期計算期間末（2012年 6月 5日）	380,220,264	380,220,264	0.9407	0.9407
第4期計算期間末（2012年12月 5日）	780,054,300	803,305,365	1.0065	1.0365
第5期計算期間末（2013年 6月 5日）	1,893,070,439	1,975,749,637	1.0532	1.0992
第6期計算期間末（2013年12月 5日）	2,056,091,438	2,094,347,205	1.0749	1.0949
第7期計算期間末（2014年 6月 5日）	2,236,031,029	2,286,166,771	1.1150	1.1400
第8期計算期間末（2014年12月 5日）	2,375,693,605	2,375,693,605	1.1103	1.1103
第9期計算期間末（2015年 6月 5日）	2,759,761,600	2,777,051,424	1.1173	1.1243
第10期計算期間末（2015年12月 7日）	2,529,747,195	2,529,747,195	1.0785	1.0785
第11期計算期間末（2016年 6月 6日）	2,220,900,753	2,241,187,281	1.0948	1.1048
第12期計算期間末（2016年12月 5日）	2,059,139,666	2,059,139,666	1.1122	1.1122
第13期計算期間末（2017年 6月 5日）	6,341,579,157	6,395,551,448	1.1750	1.1850
第14期計算期間末（2017年12月 5日）	11,706,278,115	11,755,111,821	1.1986	1.2036
第15期計算期間末（2018年 6月 5日）	12,368,912,408	12,368,912,408	1.1843	1.1843
第16期計算期間末（2018年12月 5日）	10,383,963,910	10,383,963,910	1.1063	1.1063
第17期計算期間末（2019年 6月 5日）	8,955,567,847	8,995,581,571	1.1191	1.1241
第18期計算期間末（2019年12月 5日）	5,700,788,293	5,725,152,769	1.1699	1.1749
2018年12月末日	9,633,593,806	—	1.0481	—
2019年 1月末日	10,295,788,485	—	1.1182	—
2月末日	10,436,446,034	—	1.1472	—
3月末日	10,018,052,671	—	1.1436	—
4月末日	9,698,656,326	—	1.1556	—
5月末日	8,904,262,470	—	1.1129	—
6月末日	8,698,829,501	—	1.1612	—
7月末日	8,291,979,994	—	1.1747	—
8月末日	7,084,229,422	—	1.1413	—
9月末日	6,736,254,107	—	1.1663	—
10月末日	6,424,119,948	—	1.1763	—
11月末日	5,674,253,869	—	1.1845	—
12月末日	5,614,073,573	—	1.2048	—

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

期間	純資産総額 (分配前)(円)	純資産総額 (分配後)(円)	1口当たり 純資産額 (分配前)(円)	1口当たり 純資産額 (分配後)(円)
第1特定期間末（2011年 6月 6日）	564,158,548	564,158,548	1.0005	1.0005
第2特定期間末（2011年12月 5日）	247,568,374	247,833,376	0.9342	0.9352
第3特定期間末（2012年 6月 5日）	75,992,942	76,076,914	0.9050	0.9060
第4特定期間末（2012年12月 5日）	118,330,573	118,903,872	1.0320	1.0370
第5特定期間末（2013年 6月 5日）	4,750,825,355	4,806,471,001	1.2806	1.2956
第6特定期間末（2013年12月 5日）	22,917,769,878	23,189,346,593	1.2658	1.2808
第7特定期間末（2014年 6月 5日）	66,952,200,096	67,477,207,320	1.2753	1.2853
第8特定期間末（2014年12月 5日）	78,684,605,524	79,241,999,752	1.4117	1.4217
第9特定期間末（2015年 6月 5日）	106,439,928,418	107,185,814,400	1.4270	1.4370
第10特定期間末（2015年12月 7日）	104,237,918,820	105,036,381,824	1.3055	1.3155
第11特定期間末（2016年 6月 6日）	88,236,919,568	89,029,368,263	1.1135	1.1235
第12特定期間末（2016年12月 5日）	79,935,735,990	80,630,611,781	1.1504	1.1604
第13特定期間末（2017年 6月 5日）	102,850,351,551	103,752,132,599	1.1405	1.1505
第14特定期間末（2017年12月 5日）	162,699,212,097	164,132,642,938	1.1350	1.1450
第15特定期間末（2018年 6月 5日）	180,133,416,258	181,850,384,799	1.0491	1.0591
第16特定期間末（2018年12月 5日）	168,906,021,443	169,763,311,654	0.9851	0.9901
第17特定期間末（2019年 6月 5日）	124,854,316,503	124,983,094,696	0.9695	0.9705
第18特定期間末（2019年12月 5日）	92,305,480,058	92,754,532,617	1.0278	1.0328
2018年12月末日	155,561,188,515	—	0.9206	—
2019年 1月末日	153,537,987,464	—	0.9679	—
2月末日	153,835,736,567	—	1.0109	—
3月末日	148,239,238,578	—	1.0094	—
4月末日	139,802,010,699	—	1.0282	—
5月末日	125,877,832,409	—	0.9707	—
6月末日	123,800,522,819	—	1.0053	—
7月末日	118,605,512,589	—	1.0269	—
8月末日	107,939,488,556	—	0.9788	—
9月末日	105,780,291,449	—	1.0142	—
10月末日	100,909,049,176	—	1.0323	—
11月末日	94,827,196,970	—	1.0463	—
12月末日	91,740,874,099	—	1.0664	—

（注）純資産総額（分配後）及び1口当たり純資産額（分配後）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2009年 9月11日 至 2010年 6月 7日	0.0080
第2期計算期間	自 2010年 6月 8日 至 2010年12月 6日	0.0140
第3期計算期間	自 2010年12月 7日 至 2011年 6月 6日	0.0060
第4期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	0.0000
第5期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	0.0000
第6期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	0.0720
第7期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	0.1370
第8期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	0.0300
第9期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	0.0300
第10期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	0.0300
第11期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	0.0300
第12期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	0.0000
第13期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	0.0000
第14期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	0.0100
第15期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	0.0100
第16期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	0.0100
第17期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0000
第18期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第19期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0000
第20期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0100

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2011年 3月 18日 至 2011年 6月 6日	0.0050
第2期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	0.0000
第3期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	0.0000
第4期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	0.0300
第5期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	0.0460
第6期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	0.0200
第7期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	0.0250
第8期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	0.0000
第9期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	0.0070
第10期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	0.0000
第11期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	0.0100
第12期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	0.0000
第13期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	0.0100
第14期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	0.0050
第15期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0000
第16期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0000
第17期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0050
第18期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0050

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 2011年 3月18日 至 2011年 6月 6日	0.0000
第2特定期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	0.0120
第3特定期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	0.0180
第4特定期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	0.0100
第5特定期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	0.0700
第6特定期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	0.0900
第7特定期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	0.0700
第8特定期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	0.0600
第9特定期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	0.0600
第10特定期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	0.0600
第11特定期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	0.0600
第12特定期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	0.0600
第13特定期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	0.0600
第14特定期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	0.0600
第15特定期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	0.0600
第16特定期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	0.0350
第17特定期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	0.0060
第18特定期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	0.0100

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2009年 9月11日 至 2010年 6月 7日	1.6
第2期計算期間	自 2010年 6月 8日 至 2010年12月 6日	4.5
第3期計算期間	自 2010年12月 7日 至 2011年 6月 6日	1.2
第4期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	△6.0
第5期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	△2.3
第6期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	15.8
第7期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	32.6
第8期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	6.4
第9期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	6.4
第10期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	15.9
第11期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	5.6
第12期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	△4.2
第13期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	△10.2
第14期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	9.2
第15期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	4.4
第16期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	4.9
第17期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△2.4
第18期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△2.9
第19期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	△0.9
第20期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	7.1

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2011年 3月18日 至 2011年 6月 6日	1.0
第2期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	△3.8
第3期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	△2.7
第4期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	10.2
第5期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	9.2
第6期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	4.0
第7期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	6.1
第8期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	△0.4
第9期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	1.3
第10期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	△3.5
第11期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	2.4
第12期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	1.6
第13期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	6.5
第14期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	2.4
第15期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△1.2
第16期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△6.6
第17期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	1.6
第18期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	5.0

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 2011年 3月18日 至 2011年 6月 6日	0.1
第2特定期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	△5.4
第3特定期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	△1.2
第4特定期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	15.1
第5特定期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	30.9
第6特定期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	5.9
第7特定期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	6.3
第8特定期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	15.4
第9特定期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	5.3
第10特定期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	△4.3
第11特定期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	△10.1
第12特定期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	8.7
第13特定期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	4.4
第14特定期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	4.8
第15特定期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	△2.3
第16特定期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	△2.8
第17特定期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	△1.0
第18特定期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	7.0

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】**「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」**

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2009年 9月11日 至 2010年 6月 7日	34,351,951,227	22,958,476,309	11,393,474,918
第2期計算期間	自 2010年 6月 8日 至 2010年12月 6日	4,213,573,135	4,820,904,435	10,786,143,618
第3期計算期間	自 2010年12月 7日 至 2011年 6月 6日	3,704,969,988	4,957,498,464	9,533,615,142
第4期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	1,324,942,085	2,336,054,194	8,522,503,033
第5期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	951,585,334	3,175,499,775	6,298,588,592
第6期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	1,699,253,857	1,327,511,114	6,670,331,335
第7期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	15,163,160,977	3,428,198,884	18,405,293,428
第8期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	11,310,262,266	3,759,300,994	25,956,254,700
第9期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	13,127,036,875	6,374,122,478	32,709,169,097
第10期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	8,591,128,022	8,195,121,825	33,105,175,294
第11期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	12,778,792,285	7,360,220,307	38,523,747,272
第12期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	3,929,722,545	5,720,057,199	36,733,412,618
第13期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	1,605,396,567	6,430,280,533	31,908,528,652
第14期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	640,039,282	6,166,414,298	26,382,153,636
第15期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	15,686,458,543	6,406,275,128	35,662,337,051
第16期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	30,505,039,849	4,173,302,314	61,994,074,586
第17期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	11,366,314,053	5,920,715,624	67,439,673,015
第18期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	5,777,006,572	11,555,945,431	61,660,734,156
第19期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	3,506,402,265	12,607,828,125	52,559,308,296
第20期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	1,212,899,423	14,666,125,193	39,106,082,526

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2011年 3月18日 至 2011年 6月 6日	173,029,655	33,762,722	139,266,933
第2期計算期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	290,624,396	83,605,301	346,286,028
第3期計算期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	292,585,678	234,666,761	404,204,945
第4期計算期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	527,129,978	156,299,396	775,035,527
第5期計算期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	1,401,133,044	378,794,699	1,797,373,872
第6期計算期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	473,181,019	357,766,504	1,912,788,387
第7期計算期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	630,792,240	538,150,922	2,005,429,705
第8期計算期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	681,248,722	546,944,710	2,139,733,717
第9期計算期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	729,169,782	398,928,559	2,469,974,940
第10期計算期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	430,750,746	555,093,710	2,345,631,976
第11期計算期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	92,212,021	409,191,186	2,028,652,811
第12期計算期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	285,351,597	462,547,672	1,851,456,736
第13期計算期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	4,192,103,023	646,330,648	5,397,229,111
第14期計算期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	4,957,146,720	587,634,614	9,766,741,217
第15期計算期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	2,025,682,103	1,348,159,895	10,444,263,425
第16期計算期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	713,413,679	1,771,251,324	9,386,425,780
第17期計算期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	665,094,275	2,048,775,083	8,002,744,972
第18期計算期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	192,106,702	3,321,956,365	4,872,895,309

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 2011年 3月18日 至 2011年 6月 6日	563,957,464	81,462	563,876,002
第2特定期間	自 2011年 6月 7日 至 2011年12月 5日	45,130,062	344,003,488	265,002,576
第3特定期間	自 2011年12月 6日 至 2012年 6月 5日	2,096,891	183,126,486	83,972,981
第4特定期間	自 2012年 6月 6日 至 2012年12月 5日	83,903,907	53,216,989	114,659,899
第5特定期間	自 2012年12月 6日 至 2013年 6月 5日	3,716,867,396	121,817,555	3,709,709,740
第6特定期間	自 2013年 6月 6日 至 2013年12月 5日	14,948,852,486	553,447,859	18,105,114,367
第7特定期間	自 2013年12月 6日 至 2014年 6月 5日	37,910,927,191	3,515,319,081	52,500,722,477
第8特定期間	自 2014年 6月 6日 至 2014年12月 5日	16,344,542,655	13,105,842,292	55,739,422,840
第9特定期間	自 2014年12月 6日 至 2015年 6月 5日	31,595,408,645	12,746,233,283	74,588,598,202
第10特定期間	自 2015年 6月 6日 至 2015年12月 7日	11,766,497,286	6,508,795,012	79,846,300,476
第11特定期間	自 2015年12月 8日 至 2016年 6月 6日	7,671,965,646	8,273,396,619	79,244,869,503
第12特定期間	自 2016年 6月 7日 至 2016年12月 5日	1,916,286,714	11,673,577,061	69,487,579,156
第13特定期間	自 2016年12月 6日 至 2017年 6月 5日	34,118,240,965	13,427,715,289	90,178,104,832
第14特定期間	自 2017年 6月 6日 至 2017年12月 5日	66,439,438,518	13,274,459,220	143,343,084,130
第15特定期間	自 2017年12月 6日 至 2018年 6月 5日	37,738,107,146	9,384,337,080	171,696,854,196
第16特定期間	自 2018年 6月 6日 至 2018年12月 5日	23,956,977,532	24,195,789,419	171,458,042,309
第17特定期間	自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	2,832,753,620	45,512,602,018	128,778,193,911
第18特定期間	自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	427,503,583	39,395,185,689	89,810,511,805

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)



2019年12月末日現在

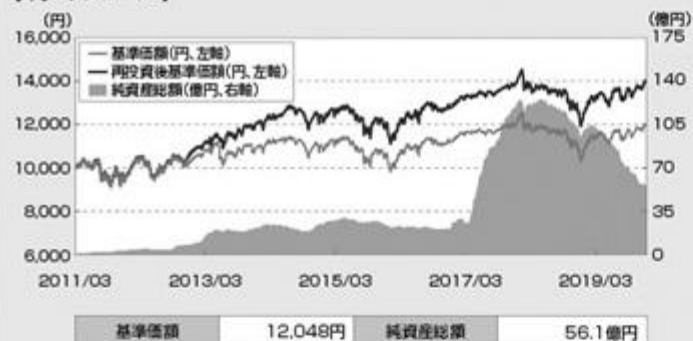
基準価額・純資産の推移、分配の推移

■ 基準価額と純資産総額の推移 ■

【資産成長コース】



【円ヘッジコース】



【毎月決算コース】



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※グラフの目盛はコースごとに異なる場合があります。

■ 分配の推移 ■

【資産成長コース】

決算日	分配金(円)
16期(2017年12月5日)	100
17期(2018年6月5日)	0
18期(2018年12月5日)	0
19期(2019年6月5日)	0
20期(2019年12月5日)	100
設定来累計	3,970

【円ヘッジコース】

決算日	分配金(円)
14期(2017年12月5日)	50
15期(2018年6月5日)	0
16期(2018年12月5日)	0
17期(2019年6月5日)	50
18期(2019年12月5日)	50
設定来累計	1,680

【毎月決算コース】

決算日	分配金(円)
101期(2019年9月5日)	10
102期(2019年9月5日)	10
103期(2019年10月7日)	10
104期(2019年11月5日)	10
105期(2019年12月5日)	50
直近1年間累計	160
設定来累計	8,010

※分配金は1万円当たり税引前です。

※直近5期分を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

運用実績

2019年12月末日現在

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

【資産成長コース】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	97.95
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.26
現金等	1.79

【円ヘッジコース】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	99.86
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.07
現金等	0.07

【毎月決算コース】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	97.59
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.21
現金等	2.21

※比率は、純資産総額に対する割合です。四捨五入の関係で比率の合計が100%にならない場合があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はマスター・ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■ 組入上位10銘柄 ■

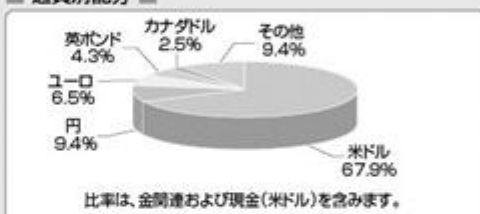
銘柄名	国名	組入比率(%)	銘柄名	国名	組入比率(%)
1 金ETF	米国	8.84	6 ウェアハウザー	米国	1.63
2 オラクル	米国	2.16	7 KDDI	日本	1.59
3 コムキャスト	米国	1.98	8 プリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	1.59
4 エクソンモービル	米国	1.78	9 シュルンベルジェ	米国	1.55
5 ファナック	日本	1.64	10 グループ・ブリュッセル・ランバート	ベルギー	1.34

■ 資産別配分 ■



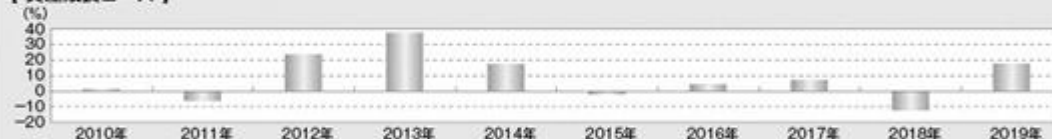
※比率は、マスター・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。四捨五入の関係で比率の合計が100%にならない場合があります。

■ 通貨別配分 ■

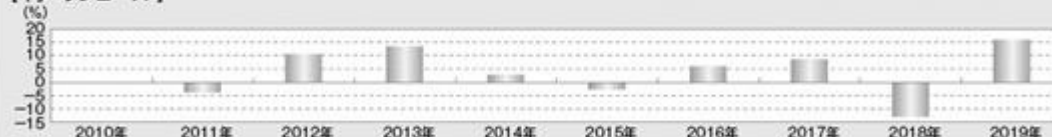


年間収益率の推移

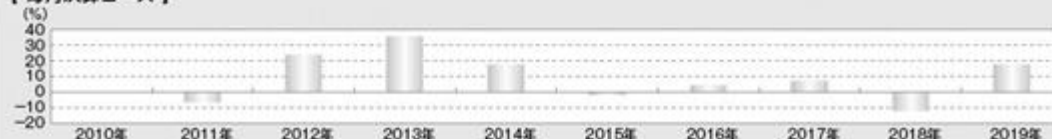
【資産成長コース】



【円ヘッジコース】



【毎月決算コース】



※2011年は、【円ヘッジコース】および【毎月決算コース】については設定日(3月18日)から年末までの騰落率を表示しています。

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※グラフの目盛はコースごとに異なる場合があります。

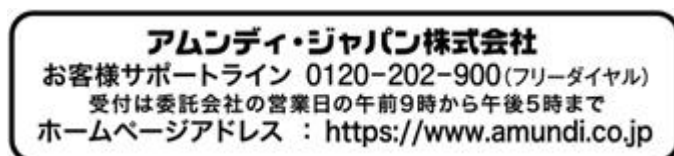
※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークもしくはケイマンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日の場合には、スイッチングも含め取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとします。前記所定の時限までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。ただし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。詳細は販売会社（販売会社については前記②のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
- ※確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ニューヨークもしくはケイマンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日の場合には、スイッチングも含め、解約請求の申込みは受付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、原則として午後3時までには申込みが行われ、かつ、それにかかる事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。ただし、前記所定の時限を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合わせください。

- ② 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または委託会社（前記 1 申込（販売）手続等 ②をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されます。解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、解約請求申込受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取り消すことができます。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。

	時期	価額決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能※	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	(資産成長コース)(円ヘッジコース) 原則毎年6月、12月の各5日 (休業日の場合は翌営業日) (毎月決算コース) 原則毎月5日 (休業日の場合は翌営業日)	(資産成長コース)(円ヘッジコース) 原則毎年6月、12月の各5日 (休業日の場合は翌営業日) (毎月決算コース) 原則毎月5日 (休業日の場合は翌営業日)	決算日から 5営業日目までにお支払いを開始
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能※	解約申込受付日の 翌営業日	解約申込受付日から 6営業日目よりお支払い

※ニューヨークもしくはケイマンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、スイッチングを含め取得および解約の申込みの受け付けは行いません。

3【資産管理等の概要】

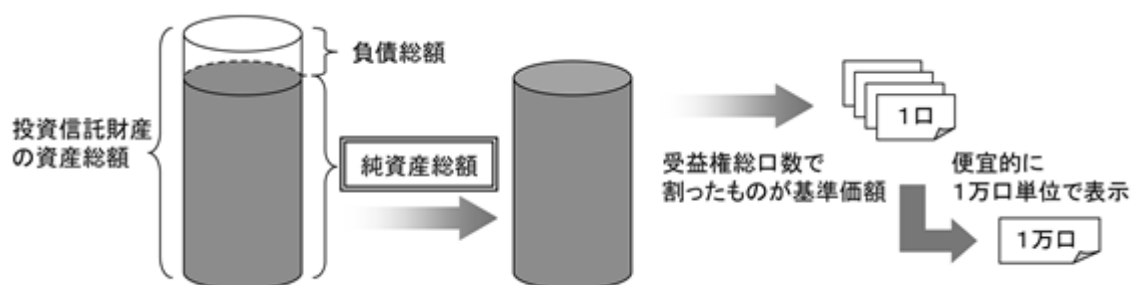
(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

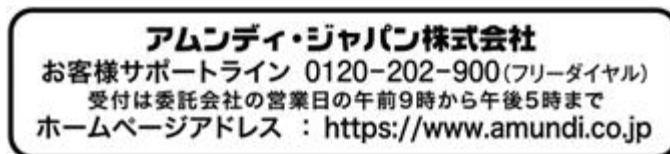
対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

＜資産成長コース＞ 2009年9月11日から原則として無期限[※]です。

＜円ヘッジコース・毎月決算コース＞ 2011年3月18日から原則として無期限[※]です。

※ 信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5)その他 ① 信託の終了（投資信託契約の解約）」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

＜資産成長コース＞

原則として、毎年6月6日から12月5日まで、12月6日から翌年6月5日までとします。

※ 各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

＜円ヘッジコース＞

原則として、毎年6月6日から12月5日まで、12月6日から翌年6月5日までとします。

※ 各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

＜毎月決算コース＞

原則として、原則として毎月6日から翌月5日までとします。

※ 各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（投資信託契約の解約）

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

- C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が各ファンドにつき10億口を下回ることとなった場合
- D AからCにかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合（ただし、投資信託約款において別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合は除きます）

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (b) (a) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (c) (a)から(b)の規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからDにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

- (d) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

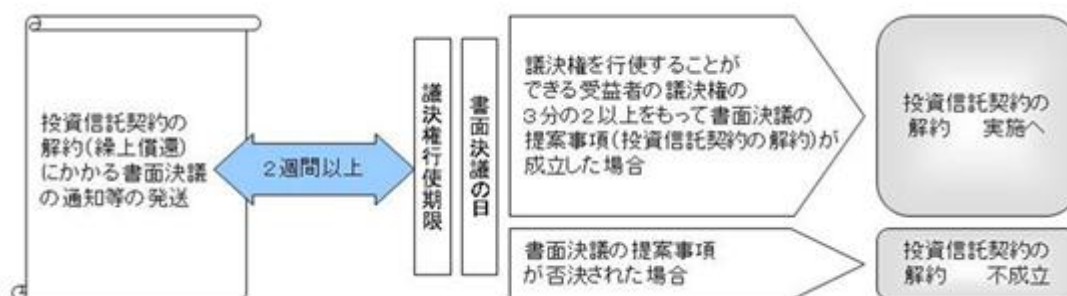
A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

<信託の終了の手続>



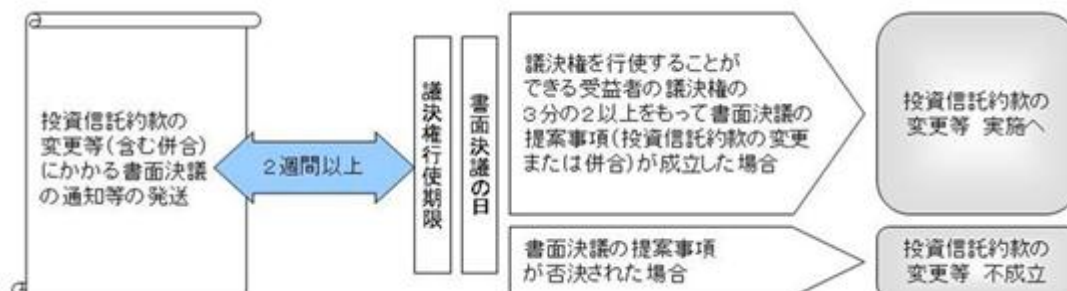
② 投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ

を行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (c) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (d) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (e) (b)から(d)の規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④ 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑥ 運用報告書

委託会社は毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

⑦ 公告

日本経済新聞に掲載します。

⑧ 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年6月および12月の計算期間終了後3カ月以内に提出します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

【日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(2019年6月6日から2019年12月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第20期計算期間末 (2019年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,913,877	3,084,898
コール・ローン	2,352,596,066	3,579,163,502
投資信託受益証券	77,308,079,302	60,411,663,009
投資証券	158,289,679	161,367,879
流動資産合計	79,820,878,924	64,155,279,288
資産合計	79,820,878,924	64,155,279,288
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	391,060,825
未払解約金	492,803,744	928,976,506
未払受託者報酬	9,510,149	7,884,721
未払委託者報酬	523,057,761	433,659,575
未払利息	5,800	7,844
その他未払費用	2,414,238	2,336,028
流動負債合計	1,027,791,692	1,763,925,499
負債合計	1,027,791,692	1,763,925,499
純資産の部		
元本等		
元本	52,559,308,296	39,106,082,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,233,778,936	23,285,271,263
（分配準備積立金）	3,744,529,679	3,190,247,536
元本等合計	78,793,087,232	62,391,353,789
純資産合計	78,793,087,232	62,391,353,789
負債純資産合計	79,820,878,924	64,155,279,288

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第20期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
営業収益		
受取利息	1,284,986	1,142,431
有価証券売買等損益	3,579,910,217	5,205,167,697
為替差損益	△3,505,754,323	376,861,650
営業収益合計	75,440,880	5,583,171,778
営業費用		
支払利息	686,968	708,170
受託者報酬	9,510,149	7,884,721
委託者報酬	523,057,761	433,659,575
その他費用	2,806,062	2,379,847
営業費用合計	536,060,940	444,632,313
営業利益又は営業損失（△）	△460,620,060	5,138,539,465
経常利益又は経常損失（△）	△460,620,060	5,138,539,465
当期純利益又は当期純損失（△）	△460,620,060	5,138,539,465
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	315,403,523	1,035,386,510
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,651,614,514	26,233,778,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,827,770,108	667,757,356
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,827,770,108	667,757,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,469,582,103	7,328,357,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,469,582,103	7,328,357,159
分配金	—	391,060,825
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,233,778,936	23,285,271,263

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第20期計算期間末 (2019年12月 5日)
1. 期首元本額	61,660,734,156円	52,559,308,296円
期中追加設定元本額	3,506,402,265円	1,212,899,423円
期中一部解約元本額	12,607,828,125円	14,666,125,193円
2. 計算期間末日における受益権の総数	52,559,308,296口	39,106,082,526口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日		第20期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は26,233,778,936円（1万口当たり4,991円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額23,676,332,088円（1万口当たり6,054円）のうち391,060,825円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 357,402円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 867,142,911円
C	収益調整金額 22,489,249,257円	C	収益調整金額 20,095,023,727円
D	分配準備積立金額 3,744,529,679円	D	分配準備積立金額 2,713,808,048円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 26,233,778,936円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 23,676,332,088円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 52,559,308,296口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 39,106,082,526口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 4,991円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 6,054円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 100円
I	分配金額 (F×H/10,000) 0円	I	分配金額 (F×H/10,000) 391,060,825円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第20期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第20期計算期間末 (2019年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第20期計算期間末 (2019年12月 5日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,026,519,014	4,048,677,520
投資証券	2,129,457	1,951,010
合計	3,028,648,471	4,050,628,530

（デリバティブ取引等に関する注記）

第19期計算期間末（2019年 6月 5日）

該当事項はありません。

第20期計算期間末（2019年12月 5日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期計算期間（自 2018年12月6日 至 2019年6月5日）

該当事項はありません。

第20期計算期間（自 2019年6月6日 至 2019年12月5日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第20期計算期間末 (2019年12月 5日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4991円 (14,991円)	1.5954円 (15,954円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	263,486.454	554,744,380.25	
	小計		263,486.454	554,744,380.25	
		銘柄数 組入時価比率	1 96.8%	(60,411,663,009) 100.0%	
	投資信託受益証券 合計				60,411,663,009 (60,411,663,009)
投資証券	米ドル	Amundi Funds キャッシュ・USD	13,676.038	1,481,798.71	
	小計		13,676.038	1,481,798.71	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.3%	(161,367,879) 100.0%	
	投資証券 合計				161,367,879 (161,367,879)
合計				60,573,030,888 (60,573,030,888)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2019年6月6日から2019年12月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第18期計算期間末 (2019年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	308,611	508,037
コール・ローン	537,691,601	504,069,798
投資信託受益証券	8,430,770,039	5,501,177,629
投資証券	4,022,925	4,101,157
派生商品評価勘定	200,007,500	13,426,050
未収入金	13,374,200	—
流動資産合計	9,186,174,876	6,023,282,671
資産合計	9,186,174,876	6,023,282,671
負債の部		
流動負債		
未払金	—	201,164,995
未払収益分配金	40,013,724	24,364,476
未払解約金	129,214,962	51,222,012
未払受託者報酬	1,070,595	795,047
未払委託者報酬	58,882,640	43,727,572
未払利息	1,325	1,104
その他未払費用	1,423,783	1,219,172
流動負債合計	230,607,029	322,494,378
負債合計	230,607,029	322,494,378
純資産の部		
元本等		
元本	8,002,744,972	4,872,895,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	952,822,875	827,892,984
（分配準備積立金）	187,544,577	85,771,022
元本等合計	8,955,567,847	5,700,788,293
純資産合計	8,955,567,847	5,700,788,293
負債純資産合計	9,186,174,876	6,023,282,671

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第18期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
営業収益		
受取利息	141,764	194,137
有価証券売買等損益	391,703,587	549,361,430
為替差損益	△143,552,223	△95,470,414
営業収益合計	248,293,128	454,085,153
営業費用		
支払利息	88,428	100,351
受託者報酬	1,070,595	795,047
委託者報酬	58,882,640	43,727,572
その他費用	1,486,350	1,248,241
営業費用合計	61,528,013	45,871,211
営業利益又は営業損失（△）	186,765,115	408,213,942
経常利益又は経常損失（△）	186,765,115	408,213,942
当期純利益又は当期純損失（△）	186,765,115	408,213,942
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	44,718,058	145,366,630
期首剰余金又は期首欠損金（△）	997,538,130	952,822,875
剰余金増加額又は欠損金減少額	70,233,422	32,482,065
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,233,422	32,482,065
剰余金減少額又は欠損金増加額	216,982,010	395,894,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	216,982,010	395,894,792
分配金	40,013,724	24,364,476
期末剰余金又は期末欠損金（△）	952,822,875	827,892,984

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第18期計算期間末 (2019年12月 5日)
1. 期首元本額	9,386,425,780円	8,002,744,972円
期中追加設定元本額	665,094,275円	192,106,702円
期中一部解約元本額	2,048,775,083円	3,321,956,365円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,002,744,972口	4,872,895,309口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日		第18期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額992,836,599円 （1万口当たり1,240円）のうち40,013,724円（1万口当たり50円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額852,257,460円 （1万口当たり1,748円）のうち24,364,476円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 35,065円	A	費用控除後の配当等収益額 78,016円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 765,278,298円	C	収益調整金額 742,121,962円
D	分配準備積立金額 227,523,236円	D	分配準備積立金額 110,057,482円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 992,836,599円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 852,257,460円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,002,744,972口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,872,895,309口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,240円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,748円
H	1万口当たり分配金額 50円	H	1万口当たり分配金額 50円
I	分配金額 (F×H/10,000) 40,013,724円	I	分配金額 (F×H/10,000) 24,364,476円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期計算期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第18期計算期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第18期計算期間末 (2019年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第18期計算期間末 (2019年12月 5日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	331,342,182	368,678,714
投資証券	54,120	49,584
合計	331,396,302	368,728,298

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第17期計算期間末（2019年6月5日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	8,519,857,500	—	8,319,850,000	200,007,500
	合計	8,519,857,500	—	8,319,850,000	200,007,500

第18期計算期間末（2019年12月5日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,586,241,050	—	5,572,815,000	13,426,050
	合計	5,586,241,050	—	5,572,815,000	13,426,050

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲
値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法に
よって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されてい
る先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより
評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最
も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の
対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期計算期間（自 2018年12月6日 至 2019年6月5日）

該当事項はありません。

第18期計算期間（自 2019年6月6日 至 2019年12月5日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第17期計算期間末 (2019年 6月 5日)	第18期計算期間末 (2019年12月 5日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1191円 (11,191円)	1.1699円 (11,699円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	23,993.476	50,515,864.37	
	小計		23,993.476	50,515,864.37	
		銘柄数 組入時価比率	1 96.5%	(5,501,177,629) 100.0%	
	投資信託受益証券 合計				5,501,177,629 (5,501,177,629)
投資証券	米ドル	Amundi Funds キャッシュ・USD	347.576	37,659.85	
	小計		347.576	37,659.85	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.1%	(4,101,157) 100.0%	
	投資証券 合計				4,101,157 (4,101,157)
合計				5,505,278,786 (5,505,278,786)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間(2019年6月6日から2019年12月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間末 (2019年 6月 5日)	第18特定期間末 (2019年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,041,692	6,263,073
コール・ローン	4,482,093,292	4,180,918,046
投資信託受益証券	121,310,248,136	89,339,615,309
投資証券	185,898,976	189,514,084
流動資産合計	125,982,282,096	93,716,310,512
資産合計	125,982,282,096	93,716,310,512
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	128,778,193	449,052,559
未払解約金	871,574,943	861,780,169
未払受託者報酬	2,235,292	1,743,605
未払委託者報酬	122,941,076	95,898,129
未払利息	11,051	9,163
その他未払費用	2,425,038	2,346,829
流動負債合計	1,127,965,593	1,410,830,454
負債合計	1,127,965,593	1,410,830,454
純資産の部		
元本等		
元本	128,778,193,911	89,810,511,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,923,877,408	2,494,968,253
（分配準備積立金）	4,135,610	8,637,039
元本等合計	124,854,316,503	92,305,480,058
純資産合計	124,854,316,503	92,305,480,058
負債純資産合計	125,982,282,096	93,716,310,512

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第18特定期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
営業収益		
受取利息	3,089,928	2,159,596
有価証券売買等損益	6,453,037,357	7,974,034,464
為替差損益	△6,387,200,363	526,321,752
営業収益合計	68,926,922	8,502,515,812
営業費用		
支払利息	1,292,450	1,252,594
受託者報酬	16,042,472	11,962,376
委託者報酬	882,336,073	657,930,346
その他費用	3,203,126	2,405,508
営業費用合計	902,874,121	673,550,824
営業利益又は営業損失（△）	△833,947,199	7,828,964,988
経常利益又は経常損失（△）	△833,947,199	7,828,964,988
当期純利益又は当期純損失（△）	△833,947,199	7,828,964,988
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	191,021,739	440,998,783
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,552,020,866	△3,923,877,408
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,158,857,638	452,492,925
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,151,856,978	447,147,737
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,000,660	5,345,188
剰余金減少額又は欠損金増加額	617,593,618	426,974,384
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	506,581,844	425,214,805
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,011,774	1,759,579
分配金	888,151,624	994,639,085
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,923,877,408	2,494,968,253

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17特定期間末 (2019年 6月 5日)	第18特定期間末 (2019年12月 5日)
1. 期首元本額	171,458,042,309円	128,778,193,911円
期中追加設定元本額	2,832,753,620円	427,503,583円
期中一部解約元本額	45,512,602,018円	39,395,185,689円
2. 特定期間末日における受益権の総数	128,778,193,911口	89,810,511,805口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,923,877,408円であります。	—

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17特定期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第18特定期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
分配金の計算過程 (2018年12月6日から2019年1月7日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額7,730,351,352円(1万口当たり457円)のうち169,147,996円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 (2019年6月6日から2019年7月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額4,819,132,131円(1万口当たり397円)のうち121,355,999円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 245,488円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 7,726,062,050円	C 収益調整金額 4,814,992,940円
D 分配準備積立金額 4,289,302円	D 分配準備積立金額 3,893,703円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 7,730,351,352円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 4,819,132,131円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 169,147,996,540口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 121,355,999,155口

G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	457円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	397円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	169,147,996円	I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	121,355,999円
(2019年1月8日から2019年2月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額7,061,871,308円（1万口当たり447円）のうち157,968,041円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			(2019年7月6日から2019年8月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額4,440,621,927円（1万口当たり387円）のうち114,713,019円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	432,193円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,057,441,635円	C	収益調整金額	4,436,711,346円
D	分配準備積立金額	3,997,480円	D	分配準備積立金額	3,910,581円
E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	7,061,871,308円	E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	4,440,621,927円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	157,968,041,270口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	114,713,019,976口
G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	447円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	387円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	157,968,041円	I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	114,713,019円
(2019年2月6日から2019年3月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額6,614,748,069円（1万口当たり437円）のうち151,351,883円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			(2019年8月6日から2019年9月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額4,132,117,194円（1万口当たり377円）のうち109,570,501円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	134,863円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,610,510,686円	C	収益調整金額	4,128,249,155円
D	分配準備積立金額	4,237,383円	D	分配準備積立金額	3,733,176円
E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	6,614,748,069円	E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	4,132,117,194円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	151,351,883,895口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	109,570,501,478口
G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	437円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	377円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	151,351,883円	I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	109,570,501円
(2019年3月6日から2019年4月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額6,206,352,854円（1万口当たり427円）のうち145,318,366円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			(2019年9月6日から2019年10月7日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額3,781,006,729円（1万口当たり367円）のうち102,986,294円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	614,992円	A	費用控除後の配当等収益額	178,184円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,201,680,692円	C	収益調整金額	3,777,195,173円
D	分配準備積立金額	4,057,170円	D	分配準備積立金額	3,633,372円
E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	6,206,352,854円	E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	3,781,006,729円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	145,318,366,169口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	102,986,294,251口
G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	427円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	367円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	145,318,366円	I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	102,986,294円

（2019年4月6日から2019年5月7日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額5,655,159,101円（1万口当たり417円）のうち135,587,145円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		（2019年10月8日から2019年11月5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額4,082,034,743円（1万口当たり420円）のうち96,960,713円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	107,668円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	131,711,358円
C	収益調整金額	5,650,801,488円	C	収益調整金額	3,946,628,829円
D	分配準備積立金額	4,357,613円	D	分配準備積立金額	3,586,888円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	5,655,159,101円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	4,082,034,743円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	135,587,145,840口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	96,960,713,403口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	417円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	420円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額（F×H／10,000）	135,587,145円	I	分配金額（F×H／10,000）	96,960,713円
（2019年5月8日から2019年6月5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額5,242,390,911円（1万口当たり407円）のうち128,778,193円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		（2019年11月6日から2019年12月5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額3,239,751,315円（1万口当たり360円）のうち449,052,559円（1万口当たり50円）を分配金額としております。			
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,238,255,301円	C	収益調整金額	3,204,171,123円
D	分配準備積立金額	4,135,610円	D	分配準備積立金額	35,580,192円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	5,242,390,911円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	3,239,751,315円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	128,778,193,911口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	89,810,511,805口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	407円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	360円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	50円
I	分配金額（F×H／10,000）	128,778,193円	I	分配金額（F×H／10,000）	449,052,559円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第17特定期間 自 2018年12月 6日 至 2019年 6月 5日	第18特定期間 自 2019年 6月 6日 至 2019年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17特定期間末 (2019年 6月 5日)	第18特定期間末 (2019年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額ははありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17特定期間末 (2019年 6月 5日)	第18特定期間末 (2019年12月 5日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△2,785,263,041	△711,610,786
投資証券	416,814	314,836
合計	△2,784,846,227	△711,295,950

(デリバティブ取引等に関する注記)

第17特定期間末（2019年6月5日）

該当事項はありません。

第18特定期間末（2019年12月5日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間（自 2018年12月6日 至 2019年6月5日）

該当事項はありません。

第18特定期間（自 2019年6月6日 至 2019年12月5日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第17特定期間末 (2019年 6月 5日)	第18特定期間末 (2019年12月 5日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9695円 (9,695円)	1.0278円 (10,278円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	389,656.19	820,382,142.42	
			389,656.19	820,382,142.42	
	小計	銘柄数	1	(89,339,615,309)	
		組入時価比率	96.8%	100.0%	
投資信託受益証券 合計				89,339,615,309 (89,339,615,309)	
投資証券	米ドル	Amundi Funds キャッシュ・USD	16,061.448	1,740,257.89	
			16,061.448	1,740,257.89	
	小計	銘柄数	1	(189,514,084)	
		組入時価比率	0.2%	100.0%	
投資証券 合計				189,514,084 (189,514,084)	
合計				89,529,129,393 (89,529,129,393)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」

2019年12月末日現在

I 資産総額	62,338,050,108円
II 負債総額	159,150,386円
III 純資産総額（I－II）	62,178,899,722円
IV 発行済口数	37,568,636,485口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6551円
（1万口当たり純資産額）	（16,551円）

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」

2019年12月末日現在

I 資産総額	11,203,489,344円
II 負債総額	5,589,415,771円
III 純資産総額（I－II）	5,614,073,573円
IV 発行済口数	4,659,944,047口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2048円
（1万口当たり純資産額）	（12,048円）

「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」

2019年12月末日現在

I 資産総額	91,996,749,800円
II 負債総額	255,875,701円
III 純資産総額（I－II）	91,740,874,099円
IV 発行済口数	86,032,072,198口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0664円
（1万口当たり純資産額）	（10,664円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

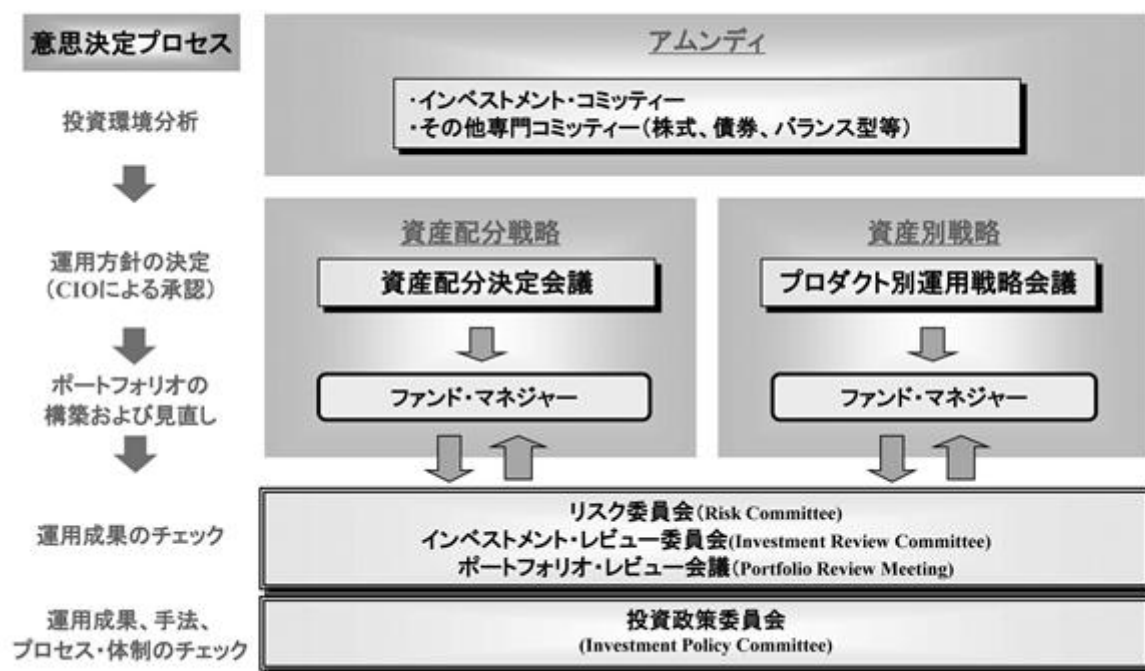
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・ アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・ 決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・ 決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・ 月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・ インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・ さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・ 必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・ 資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2019年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	11	51,855
追加型株式投資信託	166	1,776,453
合 計	177	1,828,308

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		△1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
固定負債		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	△3,796
評価・換算差額等合計	5,488	△3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036

法人税等調整額	△179,042	△13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			△ 5,954,687	△ 5,954,687	△ 5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			△ 4,369,330	△ 4,369,330	△ 4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			△5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	△4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,284	△9,284	△9,284
当期変動額合計	△9,284	△9,284	2,177,486
当期末残高	△3,796	△3,796	12,704,665

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	300,000千円
(ロ)	1株当たり配当額	125.00円
(ハ)	基準日	平成29年 3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	5,654,687千円
(ロ)	1株当たり配当額	2,356.12円
(ハ)	基準日	平成29年 3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	—
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	—
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	—
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	126,784	126,784	—
資産計	13,753,331	13,753,331	—
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	—
負債計	1,363,261	1,363,261	—

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	—
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	—
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	—
(4) 未収収益	849,057	849,057	—
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	119,938	119,938	—
資産計	16,107,455	16,107,455	—
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	—
負債計	1,699,255	1,699,255	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	△ 64
	小計	10,324	10,260	△ 64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	△7,226
	小計	422,541	415,315	△7,226
合計		428,735	423,263	△5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767
退職給付費用	65,050	179,620
退職給付の支払額	-	△11,320
制度への拠出額	△ 82,680	△115,316
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	△ 8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	△ 8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	△ 38,464 千円	△ 44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	△ 794 千円	△ 1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	△ 4,659 千円	△ 3,642 千円
その他有価証券評価差額金	△ 2,422 千円	- 千円
その他	△ 4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	△ 11,885 千円	△ 5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月 決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）.

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益（千円）	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1,730
評価・換算差額等合計	△1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2) 中間損益計算書

		(単位：千円)
		当中間会計期間
		(自平成31年 1月 1日
		至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	△1,730	△1,730	13,175,359

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1） 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2） その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

（2） 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（2） 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

（3） 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額	57,456千円
----------	----------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	45,452千円
------	----------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	△6,595
	小計	309,348	302,753	△6,595
合計		414,500	412,006	△2,494

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額	5,489円73銭
1株当たり中間純利益	195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	468,628千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	468,628千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】**１【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）の2019年6月6日から2019年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）の2019年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）の2019年6月6日から2019年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）の2019年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）の2019年6月6日から2019年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）の2019年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。